

議案第50号

目黒区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立児童館条例の一部を改正する条例

目黒区立児童館条例（昭和49年3月目黒区条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

同 原町住区センター児童館	同 南一丁目8番9号
---------------	------------

」

を

「

同 原町住区センター児童館	同 南一丁目8番9号
同 碑住区センター児童館	同 碑文谷二丁目16番6号

」

に、

「

同 八雲住区センター児童館	同 八雲一丁目10番5号
---------------	--------------

」

を

「

同 八雲住区センター児童館	同 八雲一丁目10番5号
同 東根住区センター児童館	同 東が丘一丁目7番14号

」

に改める。

別表第2中

「

同 向原住区センター児童館目黒本町分室	同 目黒本町二丁目1番20号
---------------------	----------------

」

同 原町住区センター 児童館ひもんや分室	同 碑文谷二丁目 8 番 9 号
-------------------------	------------------

を

同 向原住区センター 児童館目黒本町分室	同 目黒本町二丁目 1 番 2 0 号
-------------------------	---------------------

に改める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（目黒区立碑住区センター児童館に係る部分に限る。）及び次項の規定（目黒区立住区センターの設置及び管理の基本に関する条例（昭和 5 1 年 1 0 月目黒区条例第 3 6 号）別表 2 同碑住区センターの項の改正規定に限る。）は、規則で定める日から施行する。

(目黒区立住区センターの設置及び管理の基本に関する条例の一部改正)

- 目黒区立住区センターの設置及び管理の基本に関する条例の一部を次のように改正する。

別表 2 同碑住区センターの項中「同 碑老人いこいの家 」を 「同 同

碑老人いこいの家 に改め、同表同東根住区センターの項中「同 碑住区センター児童館」

東根老人いこいの家 「同 東根老人いこいの家 」を 同 東根住区センター児童館」に

改める。

(説明) 児童館を増設し、原町住区センター児童館ひもんや分室を廃止するとともに、目黒区立住区センターの設置及び管理の基本に関する条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。